

| 第7回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会 | |
|---------------------------|--|
| 開催日時 | 令和7年7月22日(火) 午前10時00分 |
| 出席議員 | 委員長：武道 修司 副委員長：宗 裕 委員：工藤 久司 委員：田原 宗憲 委員：池亀 豊 委員：吉元 健人 |
| 事務局職員 | 局長：桑野 智 係長：瀬戸 美里 |
| 説明者 | 産業課長補佐：下田大吾郎 産業課長：北代 幸介 |

午前10時00分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから第7回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会をいたします。

本日は、産業課の下田課長補佐に出席をしていただいております。今日はこの後、課長にも出席をしていただきますが、先日から引き続き各課順番にということで、全ての課というわけではありませんが、随意契約の中で少し分からない部分を中心に課のほうで選定をして説明に来ていただいているというふうな状況です。

下田課長補佐につきましては、日中仕事で忙しいところを出席をしていただきまして誠にありがとうございます。内容的なところをいろいろとお聞きしたいと思っておりますので、特に産業課の関係は随意契約がかなり多いということで、ちょっと時間が長くなるかと思っておりますけど、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは早速、協議事項に入りたいと思います。協議事項で産業課の情報開示請求資料の説明ということで、私のほうから何点か質問をさせていただきます。その後、委員のほうからの質問がありますので、説明員で来ていただいている下田課長補佐については、説明のほうをよろしくお願いをいたします。

それでは早速、質問のほうに入りたいと思います。

まず最初に、液肥センターの管理運営・点検業務が、同一業者と毎年契約が繰り返されている理由についてをお聞きします。下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課の課長補佐の下田でございます。御質問の件について回答させていただきます。

液肥センターは、現在2基稼働しておりまして、今年度については第1、第2とも業者委託になっております。

そして、先に第1施設——今現在第1施設と呼ばれていますが、第1施設のほうをまず業務委託いたしました。それから令和6年度は、第1、第2というふうになっております。

最初の業務委託については、この施設自体が現在、恐らくですが、日本で稼働しているのが5つ以下だと思われまして。そして、国内にもこれ自体を運転している業者はほぼいないという、運転経験がある業者はいないという状況でございます。

そして、業務委託するに当たりまして、理由としては、こちら職員が対応しておりましたが、現実運転作業と事務が無理なので、業務委託したいということで協議しまして、そういうふうに一応なりました。

そして、そのときに運転できる業者を探すに当たって、機械設備等の運転が経験のあるとこと

いう以外、液肥の運転業務の経験があるというような業者はございませんので、それで、その中から業者を選定して、その中で見積り入札で業者を決定したということでございます。

そして、第2施設においては、第1施設を運転した異なる業者は実績があり、また経験がある業者は先ほども言いましたようにほかにはありませんので、それで随意契約という形で契約をさせて現在に至っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 次の質問です。液肥センター関係の契約相手の選定基準についてということで、今説明をしていただいた内容とちょっとダブるかもしれませんが、どのような形でその業者を一番最初選んだのか。極端な言い方したらゼロなんです、完全な。ゼロにもかかわらず、その業者を選ばれた理由で、その選定に当たって、当然基準があって選定をされたということになると思うんですが、次から次に毎年同じように繰り返されているということについては今説明があったと思うんですけど、一番最初に選ぶときに、どの業者を選ぶのかというのは、完全なゼロの状態であれば難しかったと思うんです。なぜその業者を選ばれたのかをお聞きしたいというふうに思います。下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。委員長のおっしゃられたとおり、一番最初を決める段階が非常に大変でございました。それで、町内の施設のほうで大型機械施設の運転等の経験を有している町の関連の業者の中から、そちらの方のほうはまだ、真っさらの完全に機械の運転等の未経験の業者さんよりは運転がスムーズあるいは理解が早いのではないかとこのを加味しまして、それで見積り業者を選定しております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。今、業者選定の理由と比較方法についてのなところをちょっと話をさせていただいたんですが、業者選定で今、大型のというふうな話がありました。町内にはし尿処理場が数か所あって、そのし尿処理場の管理、委託をして管理をいただいている業者もあります。そういう業者には頼まなくて、なぜ今の業者のほうで、また町外の業者の見積りに入れて入札をされているのかをお聞きしたいというふうに思います。下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。まずちょっと液肥センターの手短にですが説明をいたしますと、通常の下水処理場の――こちらで通常言いますのは水処理施設と大体呼んでおりますが、もう根本的に構造が違います。そして、簡単に言うと水処理施設は薄めて流して、あと固形物を取り出すという感じですが、液肥センターの場合は、その出た分の固形物も施設のほうにやってまいりまして、それとし尿でございますが、それを処理するという形で、通常の下水処理の施設とはもう運転する機械等が全く異なりますので、下水処理のところの運転

業者さんにしても運転はもう難しいというのが現実だと思われま

す。また、ほかの業者さんにも一度見てもらっておりますが、その業者さん、これは町外でござい
ますが、そちらは、この施設はちょっとこちらでは対応できませんというふうに断られたのもご
ざいまして、それで実際——絞る機械とかは、清掃センターに似たようなものもございまして、
それで同程度の機械が運転できるのではないかと思われる業者さんのほうをこちらで探しまして、
それで今に至るということになります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 今、説明の中で、下水処理の管理をしているところは難しい。でも今
まで経験のない業者はできるという判断が、我々とすればちょっと理解できないんです。完全な
ゼロの状態、その業者しかできなかったというその理由が、今の話であれば下水道のところは
難しい。その特定の業者さんはできるという根拠というか、なぜそういうふうにしたのか。

それと、そもそもこの管理は役場の職員でされていたんです。役場の職員が維持、管理、全て
やっていたわけですね。役場の職員が全てやっていたものが、民間の下水処理をする業者がで
きないというのは、今の説明ではすごく矛盾を感じるんです。最初から専門業者が入って維持管
理をしていたのであれば分かるんですけどね。一時は嘱託の職員さんが入って維持管理をされた
こともあったかと思えます。旧椎田町時代とかもそうでしたよね。

だから、そういうふうな状況を見ると、維持管理がその特定の業者じゃないとできないという
理由というか、先ほどから毎年繰り返されているとか、選定基準はとかいうことで聞いていま
すけど、我々はそこが一番知りたいところなんです。なぜそのような選定になったのか、どの段階
でそういうふうな選定をされたのかというところを、ちょっと詳しく教えていただければという
ふうに思います。下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。先ほど委員長が言われた件につ
きまして、もうちょっと説明を追加しますと、以前旧椎田町の頃は個人さんに委託して、それでか
なりの年数運転を、前は住み込みだったそうですがされておったそうです。

そして、その頃は——一番最初の施設を造った頃は、建設業者、もう現在はございませんが、
そこから直接運転技術を学んで、そしてその方が代わるときは引継ぎ期間を設けて、それで直接
運転を教えてやっていたそうでございます。

そして、途中から合併後ですが、もう直接町のほうで管理するというふうに当時方針がなりま
して、それで1年間の猶予期間で、一般の方と委託をしているそちらと、町の職員と一緒に運転
技術を1年かけて学んで、それで運転をしておりましたが、そして今度、町の職員だけの運転に
なりました。

ただし、その後、施設の運転管理等がかなり状況が悪化し、汚れたり、隅々まで手が回らなく

なっております、このままでは施設の運転等が滞る。当然、町民の方に迷惑をかけるということで、それなれば、ある程度の簡易な修繕あるいは機械的な対応ができる業者のほうに、そういう能力を持った業者のほうに委託するほうが現実的ではないかという課内での協議もございまして、また、町長、副長のほうにも相談し、それでそういうふうにも業務委託ということになりました。

そして、先ほども同じこととなりますが、一番最初に言いましたように、この施設を運転した経験のある業者はございません。それで運転ができる業者で、しかも町内に出入りしております業者さんに見積りを取ったということでございます。

選定基準としては、先ほど言いました大型機械等の運転の経験実績があるというのを、過去に経験がございませんので、それを選定の基準にしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） もう少し細かく聞きたいとこですけど、最後に今の質問でですね。その業者さんを選ぶ、今課長さんが説明をしていただいて、基準的なところも、こういう基準でというような話も今聞いたわけなんですけど、その業者さんを選んだのは下田課長補佐ですか、それともほかの方ですか。それとも、町長、副町長からですか。下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。これ自体、見積り業者を選んだというんですかね、それとも決定したという。

○委員長（武道 修司君） いやいや最初のだけ、入札に入れる業者の選定は、下田課長補佐が選ばれたのか、それともほかの方が選ばれたのかという質問です。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） まず私が調べて、この業者さんでというふうにして、当然上司のほうにも確認を取って、それから決裁のほうを上げております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

それともう一つこの関係で、毎年同じ業者さんで毎年同じような管理をしていくわけなんですけど、若干金額のほうが上がっていったような傾向を感じます。ちょっと私の資料の見方が間違っているのかも分かりませんが、そういうふうな状況で考えると、競争意識というか競争の中で入札というものはやるべきではないかなというふうに思うんですが、過去の入札を見ると、ほとんど同じ業者さんでずっと入札をされているような経緯があります。同じ業者さんで同じような形でやっているという状況の中で、競争性、競争的なものがないんじゃないかというふうに委員会の中では協議をしました。

それで、下田課長補佐から見て、この競争性の確保というものをどのように考えているのかをお聞きしたいというふうに思います。下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。競争意識の件でございますが、当然こちらも競争の原理がありますし、安いにこしたことはございませんので、その代わりちゃんとしていただかなきゃいけません。

それで以前、ほかの業者にも見積りを取ったことがございます。それは正規の入札のときではございません。ただ、そのときに出てきた内容と金額が施設には常駐できないということと、年数回の来訪で、第1施設であれば現在の契約額の2.12倍の額が見積られてきてまして、これではもう初めから入札どうこうの話ではない、対象にも全然ならないという判断をさせていただきました。

それと先ほど言いました一度見てもらって、もううちはここは対応できないと言われた業者さんとも、またそれは別の業者さんでございます。したがって、最低2者、他の業者さんに見積りあるいは現状を見ていただいて、見積りを出していただいたあるいは意見をいただいた分ではもう、現在の入札額では到底委託ができないという判断をいたしまして、そちらのほうは対象から外させていただいたという現実がございます。

そして、ちょっと私の記憶では、第1施設の委託料は変わっていないんじゃないかと思います。それとまた第2施設は今年度からですので、まだ1回目ですので、ちょっと比較のしようはございませんが、本当で言えば人件費等が上がりますので、上がってもおかしくないかと思うんですが、企業努力ということなんでしょうか。一応今のところ、同額のまま契約いただいている状況でございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

その業者選定、今の液肥センターの関係でこれ最後の質問になります。業者選定で、今ほかにはないという判断をされて、そこしかないんだという結論を出した、その答えを出したのは、下田課長補佐と誰と協議をして出されたのか、それとも下田課長補佐一人で判断をされたのか。どのような協議でその結論を出されたのかをお聞きしたいというふうに思います。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。業者の決定というか、する分に当たっても、当然上司と協議を行って副町長、町長のほうに、こういう理由でこうこうこうですという説明をして、そして決裁をいただくという通常の手順でやっておりますので、実際のところ私個人で決めることは当然できませんし、そして相談もなしに行っているということはございませんので、通常の手続どおりの手順でやっておるということでございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） そしたら上司と相談をして、その上で町長、副町長の決裁をもらったということよろしいですかね。

液肥センターの関係はちょっとこれで終わりたいと思います。あと3つほどあります。

それと今度は契約に関して、全体的な随意契約の関係です、10万円以下も含めてですね。契約に関して、10万円以上の場合を見積りを取ったりということがあると思うんですけど、見積りの取得をしたとき、10万円以下でも見積りを取ったりすると思うんですけど、なるべく安くするということが大変必要になってくるかと思うんです。そのときに見積り金額をそのまま認めているのか、それとも価格交渉とか、そういうことをやっているのかどうかをお聞きしたいというふうに思います。下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。御質問の件ですが、通常、故障等が起きましたら、基本私が現場に行きます。そして現場の状況、機械等の状況を見て、当然運転業者さんとしていらっしゃる運転の業者さんと内容について確認をします。そして緊急度の度合いも確認します。そして、あと見積りをしていただいているという手順でございますが、基本、役場の職員は皆、どちらかに修繕を頼むときにはもう必ず、できるだけ安く、できるだけ安くというふうに相手には伝えます。それとできるだけ早くをお願いしています。

そして、価格交渉でございますが、職員と施設を持っている担当の者に関して言わせていただきますと、もう安いのは当然です。ただ、それ以上に1日でも1分でも早く現状復帰をしたいというのがございます。それでそれをできるかどうかというほうが担当としては重要な部分になりますが、当然金額は1円でも安くしてくださいというふうな話は毎回行っております。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（武道 修司君） はい。ただ、基本的には今、随意契約で上がっている契約は、ほぼ全部その交渉をして安くなっている。通常よりも安いという前提で今まで処理をされてきたということで、価格交渉の実態というか次の質問にあるんですよね、価格交渉の実態というよりも、その価格交渉以前からもう安くしてもらおうということで、実際見積りが来たら、安く来ている見積りだから、そこから価格交渉ということじゃなくて、その前で安くしてもらっている。そのまま見積りを認めているというふうな感じの考え方でいいんですかね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。見積りが出てきた段階で10万円未満の場合は、それで当然こちらもお願しているんで契約は必要ございませんので、それで確認しておりますが。これが契約になる場合、その場合はもうちょっとどうにかならないかということはありません。

ただ、大体見積りを持ってきてくれる業者さんは、もう大体いつも余裕を持ってというよりはもうぎりぎりの値段で一応、見積り持ってきてもらったときに話を聞くと、もうこれが限界ですという状況でいただいておりますので、信用してというのも変ですが、それを基に修繕等を行っていくという形にしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） その記録というか、今例えば10万円以下であればそのまますることが多いと。10万円以上の場合はその業者さんに見積りがどうこうというふうになったときに、少しちょっと安くできないかという話をしたということがあれば、そういうような記録とか、そういうものは実際の事務処理上、何らかの形で文章とか何かの書類にちょっとメモしているとか、そういうような記録はあるんですか。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田です。そのときの価格交渉等については記録は取っておりませんので、これまでの記録は全くございません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 最後の質問です。見積書、10万円以上の場合ですね、見積りを取りますよね、見積り入札を、2者ないし3者で。私が見た資料でいくと2者が多いのかなというような感じがするんですけど、2者の開封作業の手順と業者さんに、見積りの依頼の方法について教えていただければと思います。下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田です。

まず、開封作業についてでございますが、通常の手続と同様で、提出先が産業課になっている場合は産業課の窓口というか産業課内で開封いたしまして、2名以上の確認を基に見積り決定の決裁をいただくという手順になります。

また、見積り依頼については郵送する場合もございますし、日にちがない場合は業者に連絡して取りに来てもらうことも実際ございます。郵送と、あと取りに来てもらうというのが基本です。ほとんどが郵送になります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 2者ないし3者あれば、その2者ないし3者に連絡をして、それぞれの業者に郵送するか、それぞれの業者に取りに来てもらうということによろしいですかね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） それと産業課で開封作業をされる場合は、課長と一緒に同席するということがいいんですか。それともほかの方が同席をされるんですか。下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。通常、係員と係長、私が大体兼務しておりますので、私と、あと係員であることが多いです。私と課長でしたこともありますが、通常は係内で開封をするというふうにしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 係ということになると、産業課のほうでということじゃなくて、現場でということによろしいですかね。下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田です。令和7年度になって、今、液肥センターのほうには職員がおりません。そして、それまでは、場合によっては液肥センターのほうで複数の係員で開封作業をしておりましたが、現在は7年度からは係もこちらに来ておりますので、こちらの産業課のフロアで開封作業は行っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

委員長の私のほうからの質問は以上で終わりたいと思います。皆さんのほうから御質問があればお願いしたいと思います。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ここで、後の質問の仕方について提案がございます。今、委員長質問が、我々があらかじめ用意して下田さんに伝えた1番から7番の質問項目に従って今、委員長が質問なさいました。

それで、1番から4番までは主に管理委託契約のことについて、5番から7番までは契約の手続方法についてだったと思うんです。それでテーマごとに委員から質問したほうが分かりやすいと思うので、まずは1番から4番の管理契約に関連する質問を先にやって、その次に契約の手続の委員長の関連質問をするという流れでいかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 今、宗委員のほうから提案がありました1番から4番までを一つの区切りとして、5番から7番というふうに分けて質問を受けたいと思います。よろしいですかね、皆さん、その流れで。

それでは、1番から4番までの項目についての質問のある方、お願いをしたいというふうに思います。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） まず、同一業者との契約の数が多いいんじゃないかという、資料的にこれ宗さんがまとめて、僕が開示請求かけた分の宗さんがまとめてくれた数なんですけれども、まず把握できているのかどうか一応言いますね。

令和4年度がエス・ティ・産業さんが18件、金額も言います、870万円。太新工業さんも隣に資料として付けてくれているので、太新工業さんが年間で4件で600万円。ほかのその他の会社11件で全部で7者です。7者で888万円、これ令和4年ですね。

令和5年、この数字で聞きます。令和5年の件数は、件数が多いとかいうよりも51件。全体の金額1,800万円。太新工業さん1件220万円。その他の業者さん7者で10件やっています、650万円。

これ先ほどの下田さんの説明によると、そこしかできないというような内容はもう外れて、この業者を一本釣りしているような数字になっているように感じますが、その辺の説明をお願いします。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。議員さんの質問についてでございますが、まずこの中で消泡機という項目があるかと思いますが、これについてはメーカーももう製造をやめておまして、供給部品もほぼ製造が止まっている状態で、私が同様の施設を持っているところ等に確認しても修繕できない、できる業者がないということで、また第2施設を造った建設業者のほうに確認しても、見積りをもらっても完全なオーバーホールができないということで思案していたところ、こちらの業者さんのほうが、もう部品を造るところからやることができるということで、それでオーバーホールができるということで、ここしかないということで、消泡機に関しては特にこちらの業者さんも一本釣りと同じですというより、ほかに見積りが出ませんでした。それでその分の額は、丸々そちらの業者さんで上がっていると思います。

また、委託料についてになるかと思いますが、入札でしておまして、安いほうが取られているということで、その分も入ってこういう数字になっているかと思います。

それと、小さい修繕に関しては、まず修繕の見積りを業者に頼むときに、まずこちら故障がした時点でし尿の搬入に影響がしてきますので、常に緊急事態でございます。そして大手の業者に見積りを依頼したことも何度か、至急来てくださいと言って依頼したことがありますが、早く来るのに2週間。そして一度どのくらいかかるもんだろうかと思って、丸々頼んでみたことがありますが、そのときは見積書が出てくるまでが1か月。そして出てきた見積書には、工期は翌年度というような見積りが実際出てきてまして、これではもうちょっと頼めない、頼む意味がないということで、緊急に至急に対応できる業者さんをお願いするということになると、結果的にこういうふうな結果になっているということになります。

一番最初に言いましたが、常に何か止まった時点で正常な運転ではございませんので、担当としてはもう常に何か越えた瞬間から緊急事態という感覚でございまして、1分1秒でも早く復旧というのが最優先にしておりますので、結果的にこういうふうになったかと思えます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 説明ありがとうございます。今の説明の中で、一刻も争うという件数を早急に対応するのが随意契約という認識で下田さんのほうは取り組んでいるみたいですが、ここに上がっている随意契約は全て緊急性を伴うという条件で間違いないでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田です。全てではございません。例えば臭気とかです、ね、運転に、し尿処理に大きなもう受入れを停止するかそういうのがない状態で、まだそんなに優先事項が別にあれば、そちらのほうを優先しますし、通常の入札等で対応できるものはそ

れで行っておりますので、全部が全部緊急の随意契約というふうにはしておりません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ちょっと分かりづらくなるので、一点、一点、行こうと思います。すいません、お時間ちょっとかかるかもしれないですけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず、先ほどの——どっちにしようかな、入札で行きましょうか。入札の案件で行くと、令和4年は点検業務で行きます。第1、第2の点検業務を入札で行われているんですけども、令和4年は太新工業さんが第1、第2施設とも210万円、213万円で行われています。令和5年になると、エス・ティさんが213万円、これ第1ですね。第2施設を太新工業さんが220万円。翌年も220万円、220万円でエス・ティさんと太新工業さん。

これ、入札で均等にやっているというふうに聞いていたので、詳細資料を見てみると、令和4年、太新工業さんが第1、第2とも点検されているときの入札業者は、猪熊工業さん、オカベ工事さん、角杉さん、九電工さん、太新工業さん。角杉さんと九電工さんは辞退しています。3者での見積りで196万円から、猪熊さん、オカベさんは196万円で上げて、太新さんが192万円、それを覚えておいてください。

次、翌年、令和5年から、ここから多分、エス・ティさんは令和5年度から指名願い、要は指名業者として入れるような登録をされているので、この年から入ってきたと思いますが、選定業者、先ほど言っていたオカベ工事さん、九電工さん、西日本プラントさん、エス・ティ・産業さん、太新工業さんで行われていますが、なぜか九電工さんは2年引き続き辞退しておりまして、前回出していたオカベ工事さんも辞退、初めて入って選定してもらった西日本プラントさんも辞退をしています。エス・ティ工業さんと太新工業さん2者で、また両方とも200万円で落札されています。

第1施設のエス・ティ・産業さんが200万円でしたときは、指値、太新工業さんは205万円。逆に太新工業さんが第2施設を落とした200万円に対しては、エス・ティ・産業さんが204万円という数字です。これも覚えておいてください。

翌年の令和6年度、先ほどまでは5者いたんですが、こっだけ辞退の会社が多いにもかかわらず、4者で入札入っています。また同じ3年連続、九電工さんは辞退。前年度新規で入れた西日本プラントさんも辞退。また同じようにエス・ティ・産業さんと太新工業さんが同じ金額200万円の指値で、片一方落としたほうが226万円、片一方が222万円。

先ほど言われていた少しでも安くとか何とかとかいう内容を下田さんはおっしゃっていましたが、たった3年だけでこっだけ見比べて何も変わっていない状況があらさまに数字に出ると思

うんですけれども、あと公正・公平性な要は入札の中身で、全然1回も出ていることもないずっと企業を使うのはどういう考えで使っているのか、よろしくをお願いします。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まずこちら、この点検業務自体に、要は手を挙げてくれる業者さんがほぼいないという現実がございます。こちら、例えば先ほどおっしゃられたように九電工さんが入っておりますが、九電工さんはあの施設の建設業者さんでございます。それで点検はできるだろうということもありまして、それで業者さんのほうに上がっておりますが、それでも辞退されている。そして同様の荻田町のほうとか施設に入っている業者さんを調べまして、また営業に来られたのもございましたので、それで上げておりますが、そういう結果になっております。

この委託料に関しても、近年これオイル交換とかが入っております、それなりに消耗品の金額も上がっております。それも加味してちょっと設計額を上げたりしておりますが、それでも業者さんのほうが辞退されるというような結果になっておりますが、これに関してはちょっとこちらでは分からないところはございますが、こちらはできるような対応能力があるところを見つけて、一応声かけしているような状況でございますので、ほかに業者さんがあればこちらもまだ選択の幅を広げたいと思いますが、現在ではそれぐらいしかこちらが把握できていないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。——はい、宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、吉元委員が入札について発言されたんで、関連するときに追加で補足質問させてもらったほうが分かりやすいので、させてください。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 築上町の入札のやり方は、建設工事も含めて全て予定価格と最低落札価格は公表の上、入札していると思うんです。ですから、産業課の点検委託業務も入札ですから同じやり方なんですね。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田です。宗議員さんのおっしゃるとおりで、そのとおりでございます。

○委員長（武道 修司君） 最高と最低はないでしょう、これは。（「いや、最低が設定されていないから、バツで公表されていないんです。その業務は最低価格が設定されていないだけなので、最低価格はないと公表されている、予定価格は公表されている」と呼ぶ者あり）そうね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） それを前提に質問します。入札の場合はそのような手続ですが、随意契約で2者あるいは3者の見積りを取る場合について質問します。

見積り合わせの随意契約の場合、複数見積りを取る場合も、当然その前提として設計価格があるわけです。通常の入札であれば設計価格を基に予定価格と最低制限価格が設定されるわけですが、随意契約の見積り依頼の場合は、その設計額だとか予定価格は公表されるんですか。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。入札に関しては通常の手続の書類になりますので、基本は委託の場合、先ほどおっしゃられました（「随意契約」と呼ぶ者あり）随意契約ですね。（発言する者あり）随意契約の見積り合わせですね。その分に関しては予定価格等は基本上げておりません。こちらからの依頼分等に関しては予算額ありというような書き方でしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ここ大事なところで答えが明確じゃないんで、重ねて質問します。つまり見積り依頼の文書には設計額や予定価格のような金額は一切書いてないんですね。仕様書だけがあって、その仕様書を基に自由に見積ってくださいという依頼ですね。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田です。宗委員の言うとおりでございます。

○委員長（武道 修司君） そうしたら、上限も下限もないということですね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） それだと非常に不思議なんです。第1施設の管理委託業務、起案書を見ると600万円の予定で起案書に書いてあるんです。起案書だからまだ見積り依頼はかけてない。だけども見積書を開封してみると、今回問題になっている受注した業者さんの見積り金額は600万円と起案書に書かれている金額に、ぴったり一致するんです。私、これは不思議なことだと思って、何らかの形で随意契約の場合、公表されるんじゃないかと思っていたんですが、たまたまの偶然というのがあり得るのでしょうか。それが1回だけじゃなくて複数回です。複数回ぴったり起案書の金額と一致するんです。私はこれは、あらかじめ設定している金額が漏えいされている可能性が極めて強いと判断するんですが、何か心当たりはございますか。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。この金額については、前年度委託業務を執り行う、行わないの話をする段階で見積り、こちらもう金額がどのくらいの額になるかも判別できませんので見積りをもっております。その金額を基に設計額としております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 随意契約の場合でもその設計額、本来であれば財務不足に基づく予定価格になるんだと思うんですが、なぜかうちの書類は財務不足にある言葉を使わずに設計額という言葉になっているんで設計額という言葉を使いましょう。

設計額の算定では、ほかの市町あるいは県の職員の方の発注業務にかかっている方の話を聞いたことがあるんですが、1者だけ聞いても適正な価格は出ないんで、2者でも少ないから最低でも3者の見積りを取って、その中の最低額を基準に定めるような内規があるのが普通だと聞くんんですが、下田さんが担当されているその業務の場合は、設計額を決めるのに何者の見積りを取るんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田です。一番最初の頃、私も記憶がちょっと曖昧で申し訳ございませんが、トータルでこの1年、最初の1年だけじゃございません。この何年かの間に複数者の見積りは書類で依頼しているわけじゃございませんが、頼んで出していただいて、結果的に今の設計額が最低価格でございました。見積りをトータルで3者か4者かいただいたと思います。

以上でございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 3者あれば結構なことだと思うんですが、この最初に定める予定価格、書類上は設計額となっていますけど、これの根拠は非常に重要でございます。3者取っているんならば、この設計額の根拠は3者見積りの結果でこのように算定したて当然判断、決裁が必要だと思うんで、その基になった見積書は保存されて我々が要求すれば提出していただいて検証可能なんですよね。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） ちょっと確認しないと、保存しているか確認しないとちょっと分かりません。その段階の分では、その見積り自体で決裁等を取らずに見積りをどのくらいかというのでもらった分ですので、ちょっと保存されているかどうか確認しないと分かりませんので。以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません、令和4年度のそういう資料を僕請求したときに今ファイルにしている、7ファイルあるんですけども、それも全て出してくれと言っても企業の見積りは一つもなかったんですけども、もうこの前、僕お尋ねして一つもないという返答があったので、ないのは今御存じじゃないですか、見積書は。お答えください。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。書類は一応確認できるものは全て確認はしております。それで漏れはない、漏れはないはずというのも申し訳ございませんが、漏れがないように確認はしておりますが、再度確認しないといけないかなとは思っています。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません、これ見る上で、先ほど宗さんが聞いていただいた業者に仕様書だけで見積り出してもらっているかという内容で、最低の設計書が要ると思います。設計書にするのに、その見積りを書いてもらう資料として必要だと思います。と思ったので、僕全部の資料を開示請求かけてたんですよ、約2週間ぐらい前ですね、この委員会に間に合うように。

ぎりぎり先週の金曜日頂いて、一応資料を今まとめていただいているのが副委員長の宗さんなんで、宗さんと資料を今つくっている段階です。実際間に合わなかったんで、この資料を持っているのは僕と宗さんだけだと思います、間に合っていないので。後で提出しようと思って紙袋で持ってきていますんで、百条委員会のほうに資料として提出しようと思っていますが。北代課長に確認したところ、何度言ってもないものはないということだったので、じゃあ探してなくてないと言っていたのか、そういう管理で大丈夫なのかというのを、まず最初に聞きたいと思います。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。ちょっと私の言い方も悪かったと思います。書類は全て確認しました。そして書類に閉じられている添付書類も確認しましたが、その中にはございませんでしたので、それでないという回答をしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） もう、ほやけん、ないで決裁をもらったちゅう話になると（「ないもの決裁できないでしょ。決裁もないのに」と呼ぶ者あり）吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） これ詳細資料、まだ委員長、ほかの委員さん、僕と宗さんしか見ていない部分があるので、ちょっと後でゆっくり話合いたかったのですが、宗さんがここまで深いところまで言ってくれたので、もうここでちょっと口頭になりますが、後で資料を見てください。

例えば、たまたまこれもランダムで取りました。令和4年6月28日竹本さんの起案の分の消泡機3台191万8,400円の随意契約の分です。設計書の上からずっと順番に見ていくと、設計書、上部ベアリング、下部ベアリング、金額が設計書ですよ、それを資料としてもらって参考にした金額が29万1,000円、5,700円、7,800円で、この工事を行ったのはエス・ティ・産業さんで、ここ見積書があります。見積書の内容を全く項目も上から下までずっと

一緒に、金額も全て1円足らず変わらず全く一緒なので、これ見積り設計書をエス・ティさんに頼んでないとこんなことにならないと思うんですけども、その辺はどうなんですか、正直にお答えください。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。その件というかですね（発言する者あり）特にそれはまた消泡機の件ですね。（「全部です、消泡機だけじゃない。ちゃんとそこを踏まえてください」と呼ぶ者あり）

基本、機械の修繕等については、役場の職員では設計は仕切りません。これはもう専門の業者さんじゃないと設計というか見積りができません、これは事実でございます。

そして、それで修繕等に関しては、業者さんにまず見積りをいただいて、その内容でこちらが設計というか仕様をつくってするという形、これ以外は現実できません。それで、そういうふうになっております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません。これ、じゃあもうこれ後ろの書類要らなくて、エス・ティさんの見積りがこれなんで、これでいいですかでよくないですか。（笑声）ならないですか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）ですよね。仕様書を渡して、仕様書には金額入ってないですよ、先ほどから、先に宗さん聞いてくれたんですけども。それ金額が分からないで渡しても、そこを同じところに設計書をつくってもらって同じところに頼んでたら、理屈大丈夫ですか、お願いします、答え。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。その分に関してですが、先ほど何度も言いますが、まず消泡機に関しては、もうほかにしてもらえるところがありませんので、それ以上のことはやりようがございません。

そして修繕の契約等の関係についても、その金額を基にするしか、こちらは参考になるものはありませんので、どうしてもそういうふうにはやらざるを得ないというところがございます。

また、契約については、決裁上、見積り依頼をする手順でやっておりますので、そういう形になっております。たしか1件だけ緊急でもどうしても、もう金額も分からないけどしなきゃいけないというので概算でこれぐらいだろうというので決裁を取ったものもございしますが、通常は全部見積り依頼をしてという手順でやっておりますので、そういうふうになっております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 消泡機の件は分かりました。じゃ、次行きます。

ゴーマンラップポンプ、これも1者しかできないですか。逆に1者しかできなくて、いつ誰がどうやってどういう観点で決めたんですか、そこを教えてください。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） ゴーマン・ラップ、それはポンプでございますが、それは修繕できる業者は1者だけではございません、複数者ございます。過去にもほかの業者さんがしております。

そして、一応消泡機のごことは分かりましたと言われましたけど、消泡機に関しては私が関係のところは全部、メーカーにも聞きましたが修繕はできない、できるところはないという、もうメーカー自体ができませんので、ほかのところ、もう以前してもらっていたメーカー等も部品の確保はできないということで、オーバーホール完全なのができないということでしたので、それを探していたらその部品を造って修繕してくれるということが今回の業者さんでしたので。それで、ほかのところにも聞きましたけどやはり見積りも出てきましたけどオーバーホールはできないということでしたので、そこに頼んでおる状況でございます。

ほかの業者さんにもできる場所というよりは、そういうのは随意契約でも見積り入札になっておりますので、その結果がそういうふうになっておりますので、それが結果でございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） いや、ポンプは。ポンプの今、質問ですが。（「うん、ポンプ」と呼ぶ者あり）今、消泡機の話していたけど、ポンプの。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） ポンプ、一番最初に。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 吉元委員、ちょっと。下田課長補佐、ポンプについてほかの業者はなかったのかどうなのか、なぜその業者になったかを今聞いているので、その説明をお願いしたいというふうに思います。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） ゴーマン・ラップポンプに限らずほかのポンプも大きいものに関しては、通常——通常というか緊急、もう本当に緊急でもない限りは通常見積りでしているはずでございます。そして、その結果がそうになっておりますので、それ以上のことはありませんが。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 資料を基に僕言っているもので、そういう曖昧な答えをされてもすごく困ります。ほとんど1者でやっているんですよ。内容が災害級とか何とかてさっき下田さん言われていましたが、全てこれ災害級の案件が年間に出ている、この施設自体がもうやばいなとは思いますが、なぜこの業者ばかりに頼むのかという答えに対して、全国でエス・

ティさんしかできないと今下田さんは言っていますけど、1者しかないと言っていますけど、大丈夫ですか。(笑声)

○委員長(武道 修司君) 下田課長補佐。

○産業課長補佐(下田大吾郎君) すいません、先ほど吉元議員さんが、もうそれは関係ないというふうに言われている分で、消泡機については1者しかないちゅうので私は認識しております。他の分に関しては1者ということではございません。ほかにも業者さんはおられますし、入札できるものに関しては入札しております。

先ほど言いましたように緊急というのが、し尿の搬入を止めなきゃいけないような案件に関しては入札できるものは入札期間的に大丈夫なものであれば、そのように対応しますが、1分1秒でも早くしない限りにはし尿の受入れができない状況になる分に関しては、随意契約の範囲内で1者随契しているものもあるかと思えます。それが理由でございます。

以上です。

○委員長(武道 修司君) いや、ポンプのところを答えてて言えば、ポンプのところを答えてほしいんよね、今、質問はポンプやけ。ほかのことはどうでもいいんよ。消泡機のほうはもうあれなんで、ポンプはその1者なのか1者じゃないのか、ほかにも業者があるのか、なぜその1者にしたのかということは今聞いているんで、そこを答えていただければ。(発言する者あり) 下田課長補佐、ちょっと待ってくださいね。宗委員。

○副委員長(宗 裕君) 吉元さん、ちょっと疲れ気味のような気がするんで、私からも質問させてください。

吉元さんの質問の意図は、4、5、6の施設修繕に関してはあらかじめ吉元さんが情報開示で資料を出してもらっているんです。ところがよく見ると、ぼろぼろ落ちているやつがあるからちょっと不審なんですけど、でも出ている資料を見る限りは消泡機は分かりました、1者しかできない。ポンプもほとんどが1者見積りによる随意契約なんです。2者見積り取っているほうが少ない、ほんの数件あるだけでほとんどが1者見積りなんです。何で1者見積りなのかというのが吉元さんの質問なんですけど、それに関する下田さんの回答は、緊急、緊急、緊急と言うんですが、し尿の受入れができないというふうにおっしゃる。それで私から、施設のことに関してちょっと角度が変わりますけど質問します。

私、実は第2施設に関しては建築当時に関心を持ったので、福岡防衛局に情報開示請求して設計書を一式持っているんです。ですからどういう設備があって、当時の設計金額は幾らかというのは全部把握しているんです。

それで申し上げるんですが、第1施設は詳細知らないんですが、第2施設に関しては、まずし尿の受入れは貯留槽だったかな、まずバキュームカーから移すタンクがまずあって、それから

4つの成熟槽があって、4つの成熟槽、つまりそっちが液を製造するんだと思いますけど、そっちの4つのタンクに順番に振り分けていって、成熟槽ですからある一定の熟成期間がいるわけですよ。4つあって順番に成熟して出来上がったものから、こちら側に巨大な完成品の液の貯留槽がありますから、そちらに移送するような構造になっておりまして、成熟槽が4つあって、エアレーターはそれぞれの成熟槽に1基ずつ、今問題になった消泡機は3基ずつ、ですからエアレーターは4つ、消泡機は三四、十二の12基あるんです。

それで、し尿の受入れができない、できないとおっしゃいますけど、4つ成熟槽があるんですから、仮に消泡機の一部が壊れても全ての成熟槽が停止するわけではございませんから、し尿の受入れができないはずはない。しかも成熟槽はある程度満タンになったら成熟させるという仕組みだと思いますから、成熟槽に受け入れたし尿をどんどん追加していくわけじゃないはずです。

まず、受入れの貯留槽にし尿をためて、一定量たまつたやつを仕込みみたいな感じで、酒造りみたいな仕込みみたいな感じで成熟槽に移していって、満タンになったら多分一定期間をかけて熟成させるみたいな工程だと私は思っているんですけども。今問題になっているポンプやエアレーター、消泡機は4つある成熟槽の一部の機械ですから、それが壊れてし尿の受入れができない緊急事態というのはあり得ないと思っているんですけど、何でそれが緊急になるんですか。私の今の解釈で間違っている点があれば教えてください。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 液肥の製造の関連してくることなんですが、説明したら長くなりますので、ちょっと部分的にかいつまんでしたいと思います。

宗議員がおっしゃられるように成熟槽が4つございまして、それで順ぐり順ぐり発酵させていくという形です。そして、基本成熟槽は常に満水で発酵しているような状況でございます。そして、その手前に原料槽というのがございまして、発酵させる前段階の最終的なのがそこに行くような形になりますが、まず発酵ができた段階で、その成熟槽から先ほど巨大なタンクと言われていました貯留槽のほうに移すポンプがこのゴーマン・ラップポンプになるんですが、これが壊れると（「委員長」と呼ぶ者あり）はい。（「発言の途中で申し訳ないですが発言させてください。もう時間がなくなる」と呼ぶ者あり）

○副委員長（宗 裕君） それはゴーマン・ラップポンプという特定のポンプの話でしょ。さっき消泡機も壊れたら緊急だからすぐに1者見積りしなきゃいけないと言って。下田さんはね、聞かれたことに答えずに、話を意識的にすり替えてるわけじゃないかもしれないけど、別の答えをなさるんですよ。

○委員長（武道 修司君） 宗委員、ちょっとすいません、ちょっといいですか。私のほうからちょっと下田課長補佐に言います。単純に教えてください。まず、それが緊急性があったのかない

のか、ポンプが緊急性があったかないか、消泡機の緊急性があったかないか。これだけ答えてください、あったかないかだけ。下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 消泡機も緊急です。そしてゴーマン・ラップポンプも緊急でございます。そういう認識で対応しております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 緊急ということで。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 先ほどからずっと話聞きよったらね、液肥に関しては緊急てさっき言ってたやろ。だから、疑う余地がもう緊急じゃなくても緊急ばかり言いよったはずね、初めにね。だからポンプがどうのこうのとか言う前に、そういう液肥の施設に関しては緊急だったという考えがずっと今指摘されるまで、液肥に関しては緊急だからここが止まったら、緊急だからエス・ティさんに頼まなきゃいけなかったちゅう考えでよろしいんですかね。相当な資料あるよ、ここに。

だから資料があるから、全部に関して聞いても緊急ち言い切れないんよ。でも下田課長補佐の考えは、液肥に関しては先ほどたしか言ったと思うよね、液肥に関しては緊急ですよという。だから疑う余地も多分なかったということじゃないんかね。それちょっと簡単に答えてください。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） ちょっと説明が悪くて申し訳ございません。私は今、田原議員がおっしゃいましたように、私は機械が止まった時点でもう常に緊急と認識しております。し尿の搬入を止められない、宗議員さんもおっしゃられておりましたが、それでもポンプが一つ動かないだけで次に送れないということは、設備の運転自体が1か所止まるということは、何かあった、その後、その時点でもう場合によったら場所によたらもう受入れが全くできません。

移送ポンプができないと次のところに送れないということは、今あるものを動かさないということにもなります。それでもうどこかの施設が止まった時点で緊急事態と判断して、それで一番早い正規の手続で処理をしようとして、こういう結果になっております。これが全部です。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） だから一応、液肥に関してはもう下田課長補佐の頭の中には契約とかは何も考えてなく、緊急だったということだと思います。

それと、あとでまた皆さん質問してくださいよ、ちょっと気になることがあって、業者選定を課長補佐とそのときの上司の課長とお伺いを2人で決めたということ先ほど言ったと思うんですが、その中で一番初めにこの業者が業務管理したときに何も分からなかったはずなのよね。操作方法も何もとにかく分からなかった、そういうことを覚えていませんか。どういうふうに機械

を動かしていいとか、その前は職員が多分していたと思うんですね。

だから、そのときに業者選定をわざわざこのエス・ティ・産業で決めたわけでしょ。そのときにエス・ティ・産業も多分操作方法を多分分からなかったというふうに私聞いているんですよ。だからエス・ティ・産業じゃいけなかったとかいう理由に俺多分ならないと思うんですけど、そのときの一番初めの記憶をちょっとたどってもらって、そのときに多分、機械なり操作方法は全く分からなかったと思う。よく考えてちょっと答えてください、一番初めの当初。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田です。田原議員のおっしゃるとおり、一番最初は経験がないので分からなかったと思います。そして役場の職員と一緒に立ち会って運転方法を教えたという形でございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） ということは、エス・ティ・産業じゃないでもよかったということに多分なると思うんですね。それをわざわざ課長と下田課長補佐2人で業者選定をして、町長、副町長にお伺いを立てて業者選定に至ったというふうに思います。

この下田課長先ほど言ったように、何でも初めするときにはできるだけ安く、できるだけ早くというふうに初めは言ったかもしれない、初めはね。けど、一番初めの1回目は言ったとしても、今はエス・ティ・産業の言いなり。だから起案書の設計書と普通仕様書なりに関しては金額入っていないんですけど、吉元議員から資料を見せてもらったけど設計書と見積書が全部右左一緒ですよ、ね。エス・ティ・産業が役場に業務として携わっている、設計業務に。

これが例えば、先ほど言った何か590万円ぐらいだったと思うんですが、これが400万円だとしても、それを400万円出されたら400万円でそのまま設計書をつくってきたというふうに、だから安いとかいう比較には多分ならない。だから今はエス・ティ・産業の言いなりということによろしいですよ、ね。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田です。こちら先ほど田原議員の質問についてでございますが、業者の言いなりという話でございますが、こちら年数が経験もありましてこれまでの修繕等の金額等も、ある程度は理解しておりますので、この金額が高すぎるとかいうことは、あるときはそういう話はしますが、私としては妥当な金額の分で見積りが出てきていると思っております。

以上でございます。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 田原委員、あくまでも今日は説明員で。（発言する者あり）また内容

を精査して、我々のほうでまた質問をしたいと思います。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと見解の相違みたいなどころがあるんで、言い合いをしても水かけ論になるんで、ちょっと確認させていただいて別の角度で質問します。

まず、まとめです。下田課長補佐の説明は、緊急性、客観的な緊急性の証明というか判断についてはいろいろ見解の相違がありましようが、下田さんとしては緊急性があると判断して、特定の1者に随意契約で発注しているというのが事実ですよ、今までそういう説明でしたから。緊急だから、その1者に頼むと、もうそういうふうにはしか聞こえなかったんで、これは確認ですからお答えは結構です。

ただ、いろんな数字を言うと混乱するんで一つだけ紹介します。情報開示で出てきた特定の今問題になっている業者さんの受注件数と金額です。情報開示で取ったのは令和4年、5年、6年なんですが、令和5年度を取り上げます。51件受注しているんです。契約金額の合計は1,800万円、これほとんど入札はなかったと思います。ちょっとあったかな、でもほとんどが随意契約、しかもほとんどが1者随意契約で1,800万円受注しているんです。

この1,800万円の大半は、本日の説明によれば担当の下田課長補佐の判断で緊急性があるから、この業者に発注するしかないということで発注されたものだということが本日は明らかになりましたから。これ51件中43件が1者見積りなんです。私は、もうこの数字を見ただけで非常に異常性を感じるんですが、もう緊急性で仕方がないという説明なんで、これをこれ以上ここで言っても仕方がないんで、別の質問いたします。

今、設計額と見積書の金額が一致する話が話題になったんですけどね、例えば管理委託契約です。令和5年度から始めた管理委託契約です、この業者さんに始めた管理委託契約。管理委託契約の設計額の算定や契約に緊急性なんかあるわけないですよ。来年度の4月1日から管理委託をするという予定スケジュールが立っているんですから、そのスケジュールに基づいて手続を進めればいいはずなのに、この管理契約、僅か2年前ですよ。しかも今までやっていない契約で初めて管理委託契約するというところで、先ほどもその経緯に関しては詳細な記憶に基づく説明がありましたから、忘れてはいるはずはないと思うんですけど、この設計額も600万円なんです。

そして2者見積りで、受注したこの業者さんは600万円ぴったり。もう一つの見積り業者さんはなぜか800万円と上げてて、この業者さんに決まっているんです。

だから私が言ったのは、これ600万円と一致するのは情報が漏えいしているでしょうということを知ったんですけど、この600万円の設計額を見積もるときには、先ほどの説明だと見積書は現時点ではなくなっているかもしれませんが複数業者に見積りを取ったという説明でしたから、これ初めての契約内容で僅か2年前のことですから、この600万円の設計額を決めるのに、差し支えなければどこの会社に何社見積りを取って決めたのか教えてください。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田です。先ほど言いましたように一番最初るときだけではなくて、この数年で複数者という（「委員長ちょっと」と呼ぶ者あり）です。

○副委員長（宗 裕君） 途中ですけどこれ、今まで過去のない例の契約じゃない。ポンプとか消泡機とかほかの設備なら分かるけど、初めて管理委託契約するんだから、過去の例ないじゃない。だから、そのとき初めて見積り取って設計額決めるしかないじゃない。だから、それはどこを取ったんですかと聞いているんだから。

その態度だと私、ごまかしてると取っちゃう。勘違いでしょう、答えてください。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 見積りを頂いたのは、会社名を言うのはどうなんかはちょっとありますが、当然今委託していますエス・ティ・産業さん、そして九電工さん、そして（発言する者あり）それは覚えてるんでそれで言ってるんですが、その資料自体は。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） ちょっと私が……

○副委員長（宗 裕君） 書類もない見積りを提出してくれるんですか。

○委員長（武道 修司君） 宗委員、宗委員、ちょっと私が指名してから発言してください。

（「あほらしいです」と呼ぶ者あり）

九電工さんに見積り依頼をしたということですね、そのときに。（「そうですね」と呼ぶ者あり）ちょっと田原委員、ちょっと。（「そこ聞いてください」と呼ぶ者あり）すいません、ちょっと整理しちゃう。

九電工さんにそのときに見積り依頼したと今発言がありましたけど、九電工さんに見積り依頼をしたということですね。今ここには資料がないけど、見積りをしたという事実が当時あるということではよろしいですか。下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 先ほど私が発言するときちょうど止められて途中になりましたが、一番最初にとったときは、先ほど言いました九電工さんは取っておりません。（「ん」と呼ぶ者あり）先ほど言いました、この何年かのうちに4者ほど取りました。（「この何年か2年しかないじゃん。今年入れても3年しかないじゃん」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 一番最初は取ってないちいうことね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 一番最初は2者ですかね。

○委員長（武道 修司君） 2者。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。そして、その後にまた別途、ほかのところも取りましたんで。

○委員長（武道 修司君） ほかのところは九電工さんにも取ったということですね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

- 委員長（武道 修司君） 見積り依頼をしたということですね、九電工。
- 産業課長補佐（下田大吾郎君） いや、正式な見積り依頼ではございません。だから書類が残っておりません。
- 委員長（武道 修司君） 口頭で。口頭で見積り依頼をしたということですね。
- 産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。
- 委員長（武道 修司君） 後ほど、その当時の担当者の名前と日にちを教えてください、これは後日で構いません。ここで協議をしておると時間がちょっとあるんで（「大事なことなんで」と呼ぶ者あり）皆さん整理をしてちょっと質問してください。時間もありますんで、宗委員、そこだけ考えてちょっと質問。宗委員。
- 副委員長（宗 裕君） 本日の委員会は録音されておりますし、後日、議事録も出来上がるんです。ですから私の記憶違いだったら申し訳ありませんが、先ほど管理委託に関しては、多分吉元委員の質問に対しての下田さんの答弁です。令和6年度に、まず第1施設の管理委託をした。令和6年度には第2施設も管理委託を始めたというような説明のときに、第2施設の管理委託はもう実績があるんで、第1施設の管理実績のあるところにもうお願いしたみたいな説明をしていたんで、ああ、1者見積りだったんだらうなと思ったんですけど、2年目に第2施設の管理委託をするときも複数の設計額のための見積りを取って複数に見積りを依頼しているんですか。
- なぜかと言うと、全部の資料を開示請求吉元委員はしたのに、なぜか第2施設の管理委託契約の資料が出てこないんですよね、出てきてないんですよね。だから、たまたま出てきてないだけなんだろうと思うんですけど、出てきてないもんですから、もう僅か2年前のことですから御記憶あると思うし、今の答弁と食い違うんですよ。どっちが正しいんですか。
- 委員長（武道 修司君） 下田課長補佐、覚えていますか。下田課長補佐。
- 産業課長補佐（下田大吾郎君） 私が言っているのは先ほど宗さんが言われた分で、第2施設のほうは先ほど宗さんが言われたようにもう経験があるのでということで、それは1者で随契ということで間違いございません。
- そして、私が見積りを依頼した——それ口頭ですが、それは見積りの入札の時期でも何でもなく、実際どれぐらいかかるんだらうかという参考のつもりで依頼した見積りが今の件、言われていた九電工の見積りの件でございます。
- 委員長（武道 修司君） 九電工に関しては、後日いつ担当者誰に見積り依頼したかをお聞きしますんで、またそれは後日教えていただければと思います。
- ちょっと時間も1時間程度というふうに思っていたんですけど、もう1時間半たってしまいました。まだかなり質問が残っていると思います。ちょっと時間の関係もありますんで、下田課長補佐もかなり質問されてお疲れだと思いますんで、今日はここで一旦ちょっと一度締めたいと思いま

す。我々も、ちょっともう少し整理をして、もう少し細かいところの質問をさせていただかないと、今日の質問と今答えを聞くと、かなり我々としても理解できない部分もありましたので、また後日、説明をしていただければなというふうに思います。宗委員、何かある。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 確かにこのまま続けてたら、時間がもう、しかも曖昧な記憶に基づく答弁が多すぎるので、今回はその辺の関連資料を確認していただいて我々も尋ねるのが妥当だと思います。

ただ、今日これだけはさせてください、委員長お許しいただけますか。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 今、下田さんは、緊急性があるということで1者見積りで特定の業者に多数発注してきたということをおっしゃいましたが、これですね、下田さんは決裁権者ではありませんから、発注金額によって課長決裁、ものによっては副町長決裁、ものによっては町長決裁なんですよ。

ということは、緊急性があつてすぐにやらなくてはいけなくて、その緊急性が常に続いて、年から年中、毎月のように緊急なこういう1者特命随意契約が発生するということは、決裁権者である上司の課長、副町長、町長も深く理解された上で決裁印がついているという理解でよろしいですね。これだけ多数連続するんですから、たまたまあることだったら内容よく見てなかったということがありましようけど、これだけあるんですから、うちの液肥施設に関してはぐどいですが常に緊急の工事が必要だという認識が決裁権者の課長も副町長も町長もあった、当然そのような説明をして皆さん認識されているということで、それ以外あり得ませんから、何か違いがあったら反論してください。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田でございます。言われたとおり私は、直接書類を持っていて課長とも話をし、先ほど言われましたように金額等に関しては、それに従って副町長、町長にも相談に行つて、そして事務を行っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 長時間になりました。下田課長補佐。（発言する者あり）すいません、また終わろうかと思ったけど、すいません、質問していないので、工藤委員、すいません。

○委員（5番 工藤 久司君） 宗議員がまとめていただいた資料の中で、特にこの起案書の中身についてです。これはもう役場の中の法令上の規則的な流れだと思うので間違いなくお答えしたいんですが、私の認識がないので、まず1点目が、起案書に退職をされた竹本さんの起案が非常に多いんですね。ここは職員でなくても起案に関しては別段問題がないんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田です。令和4年度は再任用でまだ一応職員ということで、それで竹本さんの起案というふうになっております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） それともう一点ですが、起案書の中に複数見積りをする場合は、起案書の頭のほうに複数者の名前があるんですね、どういう業者に見積り依頼をした。ただ令和4年の5月のこの3者見積りをしている分が、非常に金額にめちゃくちゃ差があるんです。これ、先ほど資料ということでしたので、またそのときに出していただいていたいいんですが、400万円の設計金額に対して入札3者で行っていますが、これを落札した金額が140万円そこそこなんですね。これ、誰がこんな400万円の設計をしたのか。結局、安くなったから課長、補佐がよくなると、これはいいんですよ。ただ、もともとの設計金額はあまりにも高すぎたっていうのと、もう1点は、起案書の中にその3者見積りの名前がない、ほかの業種というか、ほかのものには名前があるんですね。農業公園のものであったりとかは名前があるんですよ。液肥センターだけが名前がないというのもおかしな話だし、起案書のその役場のルールとすれば必ずそこは統一されていると思うんですが、なぜないのか。あとで何かつけたように3者の入札結果と、ここの伺い書ですか、理由書ですか、があるので、その辺の説明も。今、記憶がないのであれば、また記憶をたどってしっかりと説明を。説明をしていただきたいのと、最後に一番大事な、皆さん、緊急性という言葉で工事をしていますが、そもそも補佐の仕事って何なんだろう。要するに緊急性にならないように施設を管理するというのが仕事ではないかなと思うんですね。ですから、緊急性がある、緊急性、緊急性でどんどん、どんどん、今回みたいな随意契約で、1者随意契約でということがなんか常駐、常態化してしまっているとは、課長自体の補佐自体の仕事っていうのがきちっとこう遂行されてたのかなというところも、ちょっと課長のその仕事に対する認識っていうのをいま一度、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（武道 修司君） 下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 産業課、下田です。令和7年度からは、私は庁舎のほうに常駐しておりますが、それまでは施設のほうにいました。そして、そのときはまだ業務委託される前の施設もございましたので、運転はそこにいる職員でしているという状態でした。その業務としては、受入れだけではなく散布業務も行っております。その散布業務が行えないと今度、先ほど言いましたようにし尿が搬入が停止する事態にもなります。そして、それに関連して故障等も発生した場合、対応ということで、実際のところ、もう手が回らないという状態に令和5年あたりの頃はもう陥っているような状況でございました。そして令和6年度にその分の修繕をする予定でしたが、業務等にも手が回らなくなって、それで修繕等機械の維持のほうも当然、業務は

していたのですが、それでも故障が発生するという事になっており、ほとんど全ての対応を私がしていたというような状況でございます。

そして、一応、今年度も0.5人プラスしていただきましたので、これで以前よりは私の業務のほうも通常の業務に近いものになったと思っています。それまではもう常に、何度も言いますが、何か起こった時点で緊急対応に迫られているという業務状況でした。

以上です。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。ちょっと整理をして、資料の請求もさせていただきたいと思います。一部の資料しか私たちの手元がないので、案件ごとに全部の資料、見積りとか、必要な場合は見積りとか取っているというのであれば、その見積りの資料とか、そういうものもちょっと請求させていただきたいと思いますので、また後日、下田課長補佐のほうにお願いをしないといけないと思いますので、また御協力のほどよろしくお願いをいたします。よろしいですかね。長時間、下田課長補佐、ありがとうございました。お疲れさまでした。また後日、お聞きすることがあるかと思いますが、そのときはまた御協力のほどよろしくお願いをいたします。今日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

ここで一旦、休憩いたします。再開を45分、ちょっと休憩時間短いですけど45分から再開をしたいと思います。では休憩いたします。

午前11時37分休憩

.....

午前11時45分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

今からは北代産業課長のほうに出席をしていただいて、説明をしていただきますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いをいたします。

本来なら、先ほどの下田課長補佐に来ていただいて、前の課長というか、今年の4月からなんで、本来なら前の課長に来ていただくのが筋かなと思っていたのですが、前の課長はもう退職されていますし、現状で、今の現課長で分かるところをお答えいただければなということ出席をしていただきました。昨年までは産業課の課長補佐という部分もありましたので、液肥センター関係の施設と担当が違うということで、決裁の関係とかもほとんど北代課長が決裁したというものもないというのも一応確認をしていますが、現課長ということでお答えいただければなと。一般論的なところが多いかと思いますがよろしくお願いをいたします。

それでは早速、質問をさせていただきます。

先ほど下田課長補佐にも質問させてもらいましたが、液肥センターの管理、運営、点検業務が同一業者と毎年契約が繰り返されている。今年の4月からですから、当然今まで過去どうだとい

うのがまだ分かりにくい部分もあるかと思えます。そういうような選定の基準とか、比較方法とか、競争性の確保とか、いろいろとあると思うんですが、今の現状で北代課長から見て、この数年の流れをどのように感じているのか、果たしてこれから先もこのような形でいいのかをお聞きしたいと思えます。北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 北代でございます。液肥の点検業務につきましては、私が調べた範囲では、指名競争入札で行っていると確認しております。業者選定につきましては、指名委員会のほうで決まっているということでございますので、ただ、事態が多々見られるということで、業者の見直し等を行うべきではないかと。指名委員会のことなので、私は口を出すところではないんですけど、そういうふう感じております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 次に、随意契約がかなり件数が多い。基本的に10万円以下は課長決裁、10万円以上は基本見積り。見積りのないものも過去かなりあったということで、先ほど下田課長補佐にお聞きしたら緊急性というところで、我々から見ると緊急性だったのかどうかというのは、ちょっと疑問を感じる部分がかかなり多いんです。例えばポンプとかも、2機、3機あれば、1機が壊れたから全て液肥が止まる、昇降機ですかね、そういうのも何機かあって、1つが壊れたら全てが止まるというふうには、私たちの認識はそんな感じではないんですけど、実際のところまでは調査をして、本当に緊急性だったのかどうかという部分を調査をしないといけないと思うんですが、北代課長から見て、今、過去もそうですし、今年の4月以降も含めて、液肥センターの修理は全て緊急性ということで、随意契約でやるというのは適正というふう判断をされているのかどうかをお聞きしたいと思えます。北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） ただいまの緊急性ということでございますが、議会でも総務課長とか企画財政課長が、緊急とは何ですかということで、一般的に災害ということでおっしゃられていましたので、ただ緊急というのが、私が感じている緊急性というのが、住民に影響が出るか、出ないかということでございますので、液肥につきましては、もし緊急であれば、早急に復旧というのが必要になってくると感じております。

緊急かどうかというのは、ただ緊急というのが本当に緊急なのか、緊急でも大中小あるのではなかろうかと思えます。基本的には、緊急であっても、本当に緊急というのは災害等でございますので、その辺につきましては、大中小というのがもしあれば、大でなければ複数業者から見積りを通して実施すべきと考えております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 過去の資料を見ているかどうかは分かりませんが、4月以降に今、業務で、随意契約で修理をしたりとか、いろいろとあったと思えます。その中に、令和7年度、

課長になってから以降で、全て緊急性ということで修理をされているのか、見積り入札でやっている案件があるのか、その点は、我々ちょっと資料が何もないので、ちょっと分からないので、その点を教えていただければというふうに思います。北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 北代でございます。4月以降の、修繕業務もかなり出しております。昨年度、できなかった分も、4月早々に工事を発注しております、全部が全部ではないんですけど、緊急性がたしか何件かあったのではないかと思います。その中で、緊急性につきましては、今、私、申したんですけど、緊急性1社で業務をやっている分がでございます。あとは、入札等もやっていますので、入札につきましては、指名委員会のほうで組んでいますので、それも数件ございました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） すみません。ちょっと私の聞き方が悪かったと思うんですけど。例えば、課長決裁の範囲の中で10万円以上は見積りを取らないといけませんよね。昨年までは50万円ですけど、今年の4月から100万円に変わっていると思います。100万円の範囲内の部分は、見積りを課長決裁でやらないといけないと思うんですけどね。それは、2者ないし3者の見積りをしっかり取ってやっているのか、それとも、もう1者見積りで、緊急性で、1者随契でやっているのかをお聞きしたいと思います。北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 今、200万円ですかね、4月以降は200万円だったと思います。修繕等は200万円だったのではないかと。

○委員長（武道 修司君） 200万円やった。まあええわ。

○産業課長（北代 幸介君） そのときも、工事に関する請負ですよ、200万円だったのではないかと思います。200万円未満の工事につきましては、予定価格は課長決裁ということで。ただ、工事の基本につきましては、一応部長まで決裁を取っておりますので、それで実施しています。1者随契でやっているところも案件もございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） だけど、それは緊急性でやっているということでもいいですよ。

○産業課長（北代 幸介君） 5号ですかね。地方自治法施行令第167条の2の第1項の第5号でやっております。

○委員長（武道 修司君） 私のほうから質問は終わります。ほかに皆さんのほうから何かありますか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） まず、形式的なこと、個別な案件ではございません。形式的な事務手続についてお尋ねしたいと思います。

築上町の財務規則では、10万円未満の少額契約に関しては、支出負担行為兼支出命令だった

かな。通称兼命令というやつで、書類1枚でやっている例が多いんですよ。それで、10万円以下の液肥施設に関しても、10万円以下の小修繕に関しては、それでやっているケースが多数あるんですけど、私はこれ、いくら何でも事前に見積りを取って、この金額ならお願いするという事で、うちの財務規則を読むと、契約書は省略できるってなってるけど、何も書類要らないとは書いてないんで、請書というか、見積りをもらったら請書を相手に渡してやってもらうというルールになっているのに、先ほど吉元委員が言っていた、幾つかをピックアップして情報開示請求すると、10万円以下の兼命令書の関連は全て書類は出せていっているのに、後ろに請求書1枚しかないのが2つほどあって、これつまり契約を取り交わさないまま、見積り書をもったり、請書を交付したりしないまま、もう口頭だけでお願いして、請求書が上がってきたら、それで支払っているとしか思えないので、またそれ、北代さんの判このあるものもありましたから、そういうのは結構あっているという認識でいいですか、そういう事務手続が。

○委員長（武道 修司君） 北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 今の認識で合っています。契約書がございませんので。

○委員長（武道 修司君） 見積りも何もなくて、後で請求だけ来て、それで支払っているということでもいいということね。北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 結局、そうは言いながらも修繕ですので、たしか見積り書とか兼命令に確認者と立会者の印鑑は確か打っていたと思うんですけど、そこで確認している。もちろん写真につきましてもそこで確認しているという判断です。

○委員長（武道 修司君） ということは、資料はあるということですね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私は開示資料を見ているので。その支出、支払いに関する全ての書類を開示してくれと請求した結果が、兼命令書とは別にA4、1枚の請求書があって、検査確認も本来は別の書類を作るべきなのに、その請求書に北代さんの名前もありました。もう1名の方、下田さんだったかな。2名の方が手書きで研修しましたとサインして判をついているだけなんです。ですから、物によってはほかの資料もあるのかもしれませんが、少なくとも2件はそれしかなかったし、先ほどの下田さんの話でも、あるのもあったけど。だからそういうのが結構あるんですね。たまたま1件とか2件じゃなくて。つまり重要なのは、検証しようにもそれしかなかったら、検証のしようがないんだけど、別に保管されているということですか。

○委員長（武道 修司君） 北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 写真があったり、なかったりと、全て確認しておれるわけではないんですけど、ない場合もあると思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これはもう今日そこまでの確認で結構です。つまり、ないケースも

多々ある。もう会計の兼命令書の伝票以外は、業者さんからの請求書しかないということも多々あるということですから、今日はその確認だけで結構です。ただ手続でもう一つ聞かせてください。ちょっと不思議なことがありますて、これは北代さんにも関連することなので聞かせていただくんですが、うちの役場の係の体系です。これ私、最近気がついたんですけど、いつだったかな。液肥施設センターは、製造は環境課の担当だったのが、昔は液肥施設センターは、製造は環境課の担当、出来上がったの散布に関しては産業課の担当で分かれていたのが、数年前に製造も産業課に移管されて、全て産業課でやるようになったんですよ。それで産業課に移管されたときは、資源循環係という係は置かれていなくて、下田さんが係長だったのは農業何とか振興係かな。その中に液肥施設センターも係の中の入っていたと思うんですよ。資源循環係というのが独立したのが、多分令和6年度、昨年からだと思うんですよ。議会事務局にいただいている組織表を見たらそうになっていたの。

何が聞きたいかというのは、資源循環係ができる前は、下田さんが係長のときの担当係長だと思うんです、組織上は。ほかに係長いませんから。それで液肥施設センターの決裁書を見ると、担当係長の判こがなく、当時下田さんは参事だったかな。だから係長よりは上位かもしれないけれども、担当係長ではなかったと思うんですよ。担当係長は北代さんだから。担当係長のない決裁書が令和4年は多数。令和4年に関しては担当係長の決裁印がないんですよ。だからうちの事務上は、それは私はあり得ないんだと思っているので、下田さんより上位の課長、あるいは副町長、あるいは町長の特命があって、これに関しては各担当係長の決裁印は要らないという指示があったとしか思えないんですけど、北代さん御自身がそのときの担当係長なんで、その辺の理由と経緯を教えてください。

○委員長（武道 修司君） 北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） ちょっと確認させてもらってよろしいですかね。私が担当係長というのは何年のやつとかは。

○副委員長（宗 裕君） 補足します。移管されたときは2つしか係がないんですよ。何係と何係。今は3つあるでしょ。資源循環係と、もうあと2つ、3つの係が。（発言する者あり）移管されたときに組織図に係がないんです。資源循環の項目はあるんですけど、係長2人しかいなかったと思うんですよ。係長ができたのは昨年から。議会事務局にある組織図を見る限りは。だから令和4年、5年後かな。とにかく令和4年に関しては係長印がないんですよ、決裁文書に。担当係長は下田さんだったはずで。違った、北代さんだったはずで。

○委員長（武道 修司君） ちょっと私が言いましょうか。令和5年。令和5年の産業課の中に農業振興係、農林水産係、商工係の3つ。その農業振興係の中に有機液肥製造施設というところが入っているという。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）その農業振興係の係長が課長補

佐。課長補佐が北代さん。係長が坂田さん。有機液肥製造施設の参事という形で下田大吾郎さんが参事をされていたという。（発言する者あり）令和5年ですか。その中に、あくまでも有機施設自体は農業振興係の中にあるんで、そこに係長、課長補佐の印鑑が基本的にないとおかしいのかなというふうに我々は思っているんですけどね。ただ、参事という立場だから、もう権限を渡して、特命で課長補佐、係長の印鑑は要らないよというふうにしているのかなという。そういうような特命があったかどうか、そういうふうな話が町長、副町長からあったかを。

○副委員長（宗 裕君） 失礼いたしました。勘違いしてました。北代さんが係長じゃなかったんですね。とにかく、担当係長に。（「令和5年」と呼ぶ者あり）（聴取不能）係長は置かれてないでしょ。

○委員長（武道 修司君） でも、農業振興係の中には有機液肥になっている。

○副委員長（宗 裕君） （聴取不能）があるから特別扱いはされてるんです。

○委員長（武道 修司君） これは、攻めるといえるか、そういう話じゃなくて、我々は分からないんで。その当時、課長補佐で係長もいたのに、係長とか決裁の中で、課長補佐の印鑑もないという決裁になっているんで、係の中の有機施設なのに、だから参事で下田さんがいるんで、課長待遇というか、参事だから。だからもう課長補佐がどちらかという参事の上という考え方で、課長補佐とか係の印鑑が要らないというふうにしてたんじゃないだろうかという、私たちの憶測なんですよ。ただ、それはするに当たって、町長、副町長から特命みたいな格好で、こういうことで決裁の中で、係長、課長補佐は要らないよという話がないと、通常係の中であれば係の印鑑が要るじゃないですか。そのときに印鑑がないんで、そういうふうな特命を町長とか副町長に受けて、下田さんから課長で決裁でいいよというふうにされたのかどうかを聞きたいなという。北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 北代です。その辺、私が存じ上げませんので、分かりません。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。当時のことはあまりよく分からないということですよ。これ事務上の話なんで、書類上そういうのなかったら多分そうかなというふうに我々が勝手にちょっと今、思っているところやからですね。分からないということで、分かりました。いいですか、宗委員。（発言する者あり）吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 課長になられてまだ三、四か月ですかね。業務を行われているとは思いますが、分かる範囲でお答えください。資料請求、私が議会、6月議会の前から多分、課長といろいろやり取りしながら開示請求をやってきましたが、ある程度内容も把握していただいていると思っています、僕が開示した部分の話は。率直にさっき宗さんの質問にちょっと関係、附随するとは思いますが、北代課長になられて、この資料を見られて、問題あるのか、ないのか、率直にどう思いますか、件数的にも、金額的にも。

○委員長（武道 修司君） 北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 問題あるというのは、その件数が多いとかということですか。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 全体的にいろんな件名、件数、金額、全部網羅した内容で、3年分は見ていただいていると僕は思っているのですが、それを見て、自分が今その立場になられて、このときに行われた随意契約は全て間違いがない。1件でもおかしいのがあるかもしれないと思うのか、というところをお聞きしたいです。今後もこのままでいいのかと思っているのかもお聞きしたいです。

○委員長（武道 修司君） 北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 北代です。私も件数がどのくらいなのかということで集計して初めて分かったということですので、件数が少ないか、多いかと言われたら、多いのではないかと感じております。今後、業者選定につきましては、指名委員会等がございますので、そのところの業者等を参考にしながら、随意契約につきましては実施していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 多分そういう答えをいただけるのではないかと質問して、さらに質問なんですけれども、でも担当部署の課の方は、そこしかないと言われているんですけど、どうやって次の業者等を選定していこうとお思いですか。

○委員長（武道 修司君） 北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 業者選定につきましては、指名委員会ですね、今大体考えられるのが、今、私の頭の中で5者ぐらいあるのかなと思っております。指名じゃなくて、随意契約につきましては、財務規則等で金額によりますかね、200万円ですかね、工事につきましては200万円でございますので、2者以上から見積り通してということになっていきますので、2者以上と言いながらも最低3者ぐらい取って実施していきたいなど。業者につきましては、私も全てを全て、業者のどこがあるのか分からないんですけど、土木工事業者であれば一遍に頭に浮かぶんですけど、そういった施設管理につきましては、私もいっぱいいろんな業者を知っているわけではないので、その辺につきましては、また指名入札ですかね、今言った指名の業者ですかね、（聴取不能）を見ながら、できるところも探していきたいなどと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 的確な質問に対してのお答えありがとうございます。そのとお

りだと思うんですよ。多分、今までやってなかったことが、皆さん見られて、今びっくりした数量、金額になっているんだと思います。上下水から始まり、都市政策課が今回、産業課になって、毎回聞いてて思うのが、いろんな職員の方々が教育等も受けているという話なので、その話の中で、やっぱり課長たちの認識ももちろん毎年毎年積み重ね、積み上げられていると思うんですけども、なぜこういう、言えば6月議会の内容として、5月から調べたことが、今気づけばこんな数になっている、非常にまずいかもしれませんという、皆さん各課が言われるんですけども、そういう管理をするのが、僕は課長の仕事でもあると思うんですよ。今後、そういうふうに取り組んでいただけないということでもあるんですけども、なぜこのことが今まで、築上町始まってからずっと、多分、調べれば調べるだけずっと前から行われたような、僕は認識です。今までずっと聞いてこられて。いろんなそういう研修等を行われているのにもかかわらず、なぜこういうふうになった、状況がなっていたのかというのは、新しく課長になって気づきもあると思いますので、その辺の管理体制は今どういうふうな、北代課長の考えはありますか。

○委員長（武道 修司君） 北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 管理体制。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 新しい課に移ったりだけじゃなく、ずっと同じ課にいても、そういう契約の案件とかの研修というのは行われているというのを認識しましたので、この2回目、前回、前々回の質問、説明員の方々から教えていただいているので、例えば、今回全然触れていないんですけども、分割発注とみなされる件であったりだとか、1者見積りを緊急性を問えない分があったりだとか、ある程度、皆さん、後で聞くと認識しているんですよ、そういうのは駄目だよというのを。でもそのときに契約を行っているということは、何らかの、それで今まで行ってきたという、なあなな契約もあつたんじゃないかなと思ってしまいうんですけども、その辺を踏まえて、ピカピカの今、課長じゃないですか、4月になられて。今までのいろんな課長たちのやってきたことを見て、今回、百条委員会にもこういう説明員として呼ばれたのを踏まえて、今の体制で町の執行部の内容が大丈夫なのか、大丈夫じゃないのか。今後大丈夫じゃないならこうしたほうがいい、大丈夫ならなぜ大丈夫なのかという個人的な意見がいただければなと思います。

○委員長（武道 修司君） 北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 私が思っているのが、今回、通常、今言った緊急につきましては1者随契で行っていると。うちの案件をちょっと見たら、緊急でも複数から見積りを取っているところも実際あるんですよ。私が思うに、緊急にならないように、日頃の点検と言いますか、それを随時やっていけば、緊急というのは私が特別と思っておりますので、緊急が起きないように

に定期的な点検とか、健康と一緒に悪くなる前に治すということで対応を今後していきたいなと思っております。緊急をなるべく使わないような格好で、それでも緊急という言葉があるように、緊急はどうしても出てこようと思いますので、そのときは後々またそういう意見があろうかと思っておりますので、おかしくない形での説明ができるような形での写真等を整理して対応したいと考えております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ほかに。時間の関係があるので、もうお昼にもなりましたので、手短かに。宗委員。北代課長、すみません。ちょっと時間がお昼になっていますけれど、御協力のほどよろしく願いいたします。

○副委員長（宗 裕君） 時間が延びて申し訳ありません。2つ聞きたいことがあるんですけど、1点目、指名委員会という言葉が、今日、何回か課長から言葉が出ているんです。それで指名委員会についてお尋ねします。

うちの指名委員会規則を見ると、通常、産業課長は指名委員会には入っていないんです。町長も入っていなかったかな。副町長がトップで、建設課長とか企画財政課長とか総務課長とか関係課長が集まって指名委員会を行っているんですけど、特別に要請があれば、そのメンバー外も指名委員会に呼ばれることがあると思うんですが、液肥センターの契約です。ほとんどが1者随意契約ですけど、たまに2者、3者の随意契約、見積り合わせもあります。ただ、これさらに少ないんだけど、入札も少しあるんです。入札の指名に関しては、副町長をトップとする指名委員会で指名していると思うんですが、今日の下田課長補佐の説明を聞くと、液肥センターはとにかく特殊、特殊、特殊、特定の業者でしかできないという説明の連発で、つまり現場のことを熟知していないと、入札で指名する場合も指名のしようがないと思うんですよ。だから私は、液肥センターに関連する指名入札のときに、候補の業者を教えてくださいとか、そういうのが担当課に当然、問合せがあっているんじゃないかと思うんですけど、そのようなことはありますか。

○委員長（武道 修司君） 北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 7年度入りまして、今、指名の分で、私が実施している分があったということでお話ししましたが、実際につきましては、過去の実績等でやっているのではなかろうかと。メンバーは同じなんで。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。令和7年度になってから、液肥センター関連の指名入札が幾つか、2つ、3つじゃなかったな、3つ、4つだったかな、出ていた記憶が私もあったので、課長はそのことをお答えくださったんだと思いますが、特に担当課には問合せがなかったということですね。ただ、メンバーは固定化しているんですけどね。つまり指名委員会

も、液肥センターの業務はどの業者ができるかということは熟知しているということですよ。

○委員長（武道 修司君） 北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 指名の入札の分でございますが、確か私呼ばれたのではないかと
思うんですよ、業者の中で。確認というもので、過去の実績等でメンバーを選んだのではないかと
思います。確か呼ばれたのではないかと思うんですけど。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これはいずれ詳しく聞きますけど、そうすると指名委員会に呼ばれ
て、意見か何かを述べたこともあるということですね。

○委員長（武道 修司君） 北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 確認と言いますか、私もどのような業者があるというのは、そこま
であまり詳しくないので、確認というか。

○委員長（武道 修司君） 呼ばれて行ったということだよ。呼ばれたということでもいいですよ
ね。

○産業課長（北代 幸介君） それかどうかというのは分かりません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今日は詳しくは聞けないと思っております。そうすると、歴代の担
当課長、産業課の課長は、液肥センター関連の入札に当たっては、指名委員会から意見を求めら
れたり、意見を言える立場であった可能性が高いですね。

○委員長（武道 修司君） 北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） それにつきましては、呼ばれたかどうかというのはちょっと分か
らないですけどね。

○委員長（武道 修司君） 昔の話だからね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 前の課長のことだから分からないというお答えだったと思うので、
それは仕方がないと思います。そしたら、4月に課長になったばかりなので、前の課長からの
業務の引継ぎについてお尋ねしたいと思います。

実は最近気がついたんですが、この間の3月議会、つまり北代さんが課長になる前の最後の議
会です。その議案質疑で、議案第3号令和6年度築上町一般会計補正予算、多分昨年度の最後
の補正予算かな。その議案質疑の中で、資源リサイクル施設費の減額補正が質問されているんで
す、今富議員から。これははっきり言って、液肥センター関連の予算なんです。これが何で減額さ
れているのかという質問があつて。それに対して当時の担当の古市産業課長は、液肥製造施設、
議事録本文ではなくて、議会報でまとめられたものを読んでいるので、詳細は議事録本文を確認
すべきだと思うんですけど、今、私、これしか手元がないので、議会報のまとめられた答弁を読

み上げます。古市産業課長答弁。液肥製造施設の第1、第2センターの修繕に伴う減額です、とまず答弁されているので、この予算は液肥センターの修繕費だと思うんです。それが予算が余ったので減額したということだと思います。その後の減額の理由です。修繕の年間計画を立てていますが、計画どおり作業ができなかったり、次年度でも改修できるとの理由で減額しています。計画的に修繕、改修を実施していきたいと考えていますと、減額の理由を説明しているんです。それで順番に一つずつ項目を区切って説明します。この答弁によると、液肥センター第1、第2の修繕に関しては修繕の年間計画があることになっています。3月の答弁ですから、当然前任者の課長から課長になるに当たって、次年度にまたこの計画に修繕していくという答弁をしているんですから、4月以降はこの計画に基づいて修繕していると思うので、その修繕は当然引継ぎを受けて、修繕計画の計画書が、見せてくださいと言えれば存在するんですよね。確認です。

○委員長（武道 修司君） 北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 7年度の予算がございまして、それに一つ一つどの分をするというので把握していますので、それで修繕等をやっていくということでございます。

○委員長（武道 修司君） そしたら緊急性じゃないよね。

○副委員長（宗 裕君） そうなんです。計画を立てて、予算を年度の初めに立てて、修繕しているのに、さっきから突然壊れたら全て修繕という説明ばかりだから、私、この答弁を見つけて、はっきり言って爆笑してしまいました。前の担当課長は年間計画を立てて修繕しているのに、担当者は、いきなり壊れて緊急だから、そこに頼むしかない、もう理解できません。すみません、笑いをこらえられなくて。

○委員長（武道 修司君） いいですかね。すみません。北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 一個一個どの分をするというのを挙げています。ただ、今言った緊急等に対しての予算も若干なり上げていますので、その辺はそれでやっているのかなと思います。

○副委員長（宗 裕君） そういう答弁があったので反論したくなりました。だから、前の呼んだ下田さんの担当者は、いきなり壊れて全て緊急だって、ほぼそういう答弁だったんです。だからそういう緊急事態にならないように、年次点検に基づいて年間の計画を立てて、年度当初に予算を配分して計画的に修繕していますから、そりゃあ年間1件、2件は緊急はあるかもしれませんが、明らかに矛盾するじゃないですか。今の北代課長、現担当課長の北代さんの答弁と明らかに矛盾すると思うんですけど、今の答弁を取り消すつもりはないですか。

○委員長（武道 修司君） いや、今のというか、そもそも、もともとがそういうような計画に基づいてやってるっていうことですよ。北代課長。

○産業課長（北代 幸介君） 一個一個、どの分が壊れてるということで、一個一個予算積み上げてから予算計上しておりますので。

- 副委員長（宗 裕君） だから緊急性ないじゃないですか、計画的にやってる。
- 委員長（武道 修司君） 宗委員、今日はちょっと説明だけなんで。（発言する者あり）
吉元委員。
- 委員（13番 吉元 健人君） そこは点検業務という、点検するやつがあるじゃないですか。
その会社さんが点検して、ここがまずいよという報告があるんですよね。そういう認識で間違
ってないですよ。
- 委員長（武道 修司君） で年間計画を立てるということですね。吉元委員。
- 委員（13番 吉元 健人君）そこは、すいません、もう名前出して聞きます。点検業務も今、
SEさんがしてて、運営もしてて、修理もしてて、そこが今の課長さんは問題ある、ないと思え
ば、どっちだと思いますか。
- 委員長（武道 修司君） 北代課長。
- 産業課長（北代 幸介君） 問題ある、ないというのは、もう緊急でということですか。（発言
する者あり）
壊れてるという点検の報告が出てきます。それに基づいて、最終的な判断できるのかと言われ
たらそれまでですけど、一応壊れてる分については壊れてるということで、それにつきましては、
今言った、通常であれば、緊急でなければ。（「いきなり壊れることはないからね」と呼ぶ者あ
り）
- 委員長（武道 修司君） すいません、ちょっと説明ということがメインになりますので、すい
ません。皆さん、いいですか。ちょっと時間もかなりオーバーをしました。いいですか。また後
日、北代課長、すいません。後日、また今日、かなり不明なところが多くありました。また資料
で説明をということで、資料請求をさせていただくケースがかなりあるかと思しますので、また
御協力のほどよろしくお願いいたします。
- それと、我々も、一つずつ、一つずつ、いちゃもんつけようとか、そういうのは、重箱の隅を
つつこうとかいうことではないんです。先ほども吉元議員からあったように、今回聞いてません
けど9万9,000円の金額が多かったり、分割発注。よそではこれ分割発注って大変な問題に
なるんです。分割発注も各課全て。産業課も今日分割発注のことは聞きませんでした。分割発
注、同じ日に、同じところで、同じような工事をして、10万円以下に抑えている分割発注とか
が、かなり件数があるんです。だからそういうところも踏まえて、我々は行政の仕事をしっかり
と是正をしていただいて、早く言えば、無駄なお金がもし発生しているのであれば、町民の血税
ですので、無駄のないように業務の遂行をしていただきたいというところで、今調査をしている
というところを御理解をいただければなというふうに思います。その上で今後、いろんな調査に
資料の提出も含めて、いろんな調査に御協力いただければなというふうに思いますので、今後と

もどうぞよろしく願いいたします。

今日はお昼までかかって大変申し訳ございませんでした。御協力ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、本日の。すいません。その他がありますね。（「午後に回しませんか、もう」と呼ぶ者あり）その他については、一旦ここでもう終了いたします。その他については事務の関係がメインになりますので、後で事務打ち合わせの中でその他の協議をしたいと思います。よろしいでしょうかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） それでは以上をもちまして、第7回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後0時26分閉会
